

ILO ハラスメント禁止条約の批准を求める意見書

東京都産業労働局の「就活等セクハラ防止の取組」では、いまだ71.9%の企業で就活ハラスメント予防の取り組みが実施されていないことがわかった。また今年6月発表された「就活ハラスメントの実態調査」では、「就活で違和感や不快、やめてほしいと感じた言動を受けた学生の割合」が41%にも上った。数字で表せば2,650人の対象者のうち、1,093人によっており、法令での取り組み強化が待たれている。

職場でのセクハラやパワハラなどハラスメント行為を禁じる初めての国際労働機関（ILO）条約は、2019年総会で日本政府を含めて9割超の賛成で採択され、21年6月発効した。今条約は、ハラスメントを「身体的、精神的、性的、経済的危害を引き起こす行為と慣行」などと定義し、それらを「法的に禁止する」と明記している。また労働者だけでなく、求職中の学生やフリーランスなども保護の対象としている。

いっぽう日本政府は、現時点で条例批准にはいたっていない。またハラスメントを防ぐ国内の現行法令では、大企業にパワハラ相談窓口の設置などが義務付けられるものの、禁止規定はなく、かつ就活生やインターンなどは被害者として法律に明記されていない。

そこで政府や関係機関に対し、ILO ハラスメント禁止条約を早期批准し、国内法の整備に着手することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆院議長、参院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、官房長官

2024年6月26日

千葉県流山市議会